

# 大井町第5次総合計画(骨子案)への ご意見をお聞かせください

現在、町では、「大井町第5次総合計画」の策定作業を進めています。

この計画は、10年後の平成32年度を展望し、町の将来像を示した町政運営のための最も基本的な指針となります。

これまで、昨年7月に町民3,000名を対象とした「まちづくりアンケート」に始まり、公募委員等によるワークショップ形式の「まちづくり会議」や「大井町総合計画審議会」での議論を重ねてきたところですが、このたび骨子案がまとまりましたので、次のとおりパブリックコメント(意見募集)を実施します。

パブリックコメントにより皆様からお寄せいただいた意見を反映させながら、総合計画案をまとめていきたいと考えておりますので、是非、ご意見をお寄せください。

ご意見募集期間 6月14日(月)～7月2日(金)必着

## 骨子案の公表場所

大井町役場(1階正面玄関、2階情報公開コーナー、2階企画財政課)、そうわ会館、ふれあい館、中央公民館、保健福祉センター及び町ホームページ

## ご意見の提出方法

「『大井町第5次総合計画(骨子案)』に対する意見」と明記の上、

氏名又は名称(法人等団体にあつては代表者名を付してください)

住所又は所在地

ご意見(様式はありませんが、骨子案のどの部分に対するご意見かを明示してください。)

を記入し、ご提出ください。

ご意見の提出は、郵送 ファクシミリ 電子メール 企画財政課への直接持参のいずれかによりお願いいたします。

電話又は来庁による口頭での申し出は受け付けません。

## ご意見の取扱い

ご意見の概要及びこれに対する町の考え方をあわせて公表します。個別には回答をいたしません。なお、氏名、住所は公表いたしません。

ご意見の提出先・お問い合わせ先・・・大井町役場企画財政課

〒258-8501 大井町金子1995

TEL: 85-5003 FAX: 82-9965

E-mail: kikaku@town.oi.kanagawa.jp

# 大井町第5次総合計画(骨子案)の概要

## 1. 総合計画とは

大井町自治基本条例第14条には、「町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければなりません。」と定められています。これまで、平成13年度から22年度を計画期間とする第4次総合計画「夢おい21プラン」に基づいて、町施策を進めてきたところですが、計画期間が終了することから、ここで新たな総合計画を策定します。

総合計画とは、10年後の将来像を描いた「基本構想」とその間の5ヵ年における取り組みの方向を示した「基本計画」、また、より具体的な事業内容を示した「実施計画」で構成されます。

今回の総合計画(骨子案)は、このうち基本構想と前期基本計画を定めようとするものです。

平成23年度  平成32年度



## 2. 前期基本計画の重点施策

前期基本計画(平成23年度~平成27年度)の策定にあたっては、5つの重点分野と3つの成長戦略を重点施策として進めていくことを検討しています。

